

農地法第3条の3第1項の規定による届出

相続等により農地（登記地目もしくは現況が農地）の権利を取得した方は、農業委員会にその旨を届出しなければなりません。

1. 提出（届出）書類

農地法第3条の3第1項の規定による届出書 1部

2. 添付書類

必要書類		部数	備考
1	土地登記簿謄本	1部	
2	その他必要書類	1部	※1

※1

①本人が来庁されない場合は「委任状」

②所有者の相続未登記の場合

- ・相続関係図
- ・被相続人の戸籍謄本（原戸籍、除籍含む）
- ・相続人全員の戸籍謄（抄）本
- ・権利を取得する相続人の住民票
- ・遺産分割協議書
- ・相続人全員の印鑑登録証明書